

「上場有価証券等書面」の一部改正新旧対照表

2022年9月21日
(下線部分変更)

新	旧
<p>「上場有価証券等書面」</p> <p><u>レバレッジ型、インバース型ETF及びETNのお取引にあたっての留意点</u></p> <p><u>上場有価証券等のうち、レバレッジ型、インバース型のETF及びETN(※4)のお取引にあたっては、以下の点にご留意ください。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>レバレッジ型、インバース型のETF及びETNの価格の上昇率・下落率は、2営業日以上の場合、同期間の原指数の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じたものとは通常一致せず、それが長期にわたり継続することにより、期待した投資成果が得られないおそれがあります。</u> <u>上記の理由から、レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、中長期間的な投資の目的に適合しない場合があります。</u> <u>レバレッジ型、インバース型のETF及びETNは、投資対象物や投資手法により銘柄固有のリスクが存在する場合があります。詳しくは別途銘柄ごとに作成された資料等でご確認いただく又はお取引のある本支店の営業員にお問い合わせください。</u> <p>当社の概要</p> <p>商号等 今村証券株式会社 金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第3号</p> <p>本店所在地 〒920-0906 石川県金沢市十間町25番地</p> <p>加入協会 日本証券業協会</p> <p>指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター</p> <p>資本金 8億57百万円</p> <p>主な事業 金融商品取引業</p> <p>設立年月 <u>1944</u>年7月</p> <p>連絡先 お取引のある本・支店にご連絡ください。</p>	<p>「上場有価証券等書面」</p> <p>(新 設)</p> <p>当社の概要</p> <p>商号等 今村証券株式会社 金融商品取引業者 北陸財務局長(金商)第3号</p> <p>本店所在地 〒920-0906 石川県金沢市十間町25番地</p> <p>加入協会 日本証券業協会</p> <p>指定紛争解決機関 特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター</p> <p>資本金 8億57百万円</p> <p>主な事業 金融商品取引業</p> <p>設立年月 <u>昭和19</u>年7月</p> <p>連絡先 お取引のある本・支店にご連絡ください。</p>

- ※1 (現行どおり)
- ※2 (現行どおり)
- ※3 (現行どおり)

※4 「上場有価証券等」には、特定の指標(以下、「原指数」といいます。)の日々の上昇率・下落率に連動し1日に一度価格が算出される上場投資信託(以下、「ETF」といいます。)及び指数連動証券(以下、「ETN」といいます。)が含まれ、ETF及びETNの中には、原指数の日々の上昇率・下落率に一定の倍率を乗じて算出された数値を対象指数とするものがあります。このうち、倍率が+ (プラス) 1を超えるものを「レバレッジ型」といい、- (マイナス) のもの(マイナス1倍以内のものを含みます)を「インバース型」といいます。

5 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

別紙「上場有価証券手数料一覧表」(2019年10月1日より)

1. 国内金融商品取引所上場有価証券売買手数料(債券を除く)
 <対面取引> (現行どおり)

<i√(インターネット取引)> (現行どおり)

*優先株等の売買手数料は上表を準用します。
 *新株予約権証券、優先証券、優先出資証券、インフラファンド、上場投資信託(ETF)、指数連動証券(ETN)、不動産投資信託証券(REIT)、受益証券発行信託の受益証券に係る売買手数料は上表を準用します。

2. 外国金融商品市場等に上場されている株式売買手数料
 (現行どおり)

附 則

この改正は、2022年10月1日から施行する。

- ※1 (省 略)
- ※2 (省 略)
- ※3 (省 略)
- (新 設)

※4 本書面上の各有価証券には、外国又は外国の者の発行する証券又は証書で同様の性質を有するものを含みます。

別紙「上場有価証券手数料一覧表」(2019年10月1日より)

1. 国内金融商品取引所上場有価証券売買手数料(債券を除く)
 <対面取引> (省 略)

<i√(インターネット取引)> (省 略)

*優先株等の売買手数料は上表を準用します。
 *新株予約権証券、優先証券、優先出資証券、カントリーファンド、株価指数連動型投資信託受益証券(ETF)、日経300株価指数連動上場投資信託、不動産投資信託証券(REIT)、受益証券発行信託の受益証券に係る売買手数料は上表を準用します。

2. 外国金融商品市場等に上場されている株式売買手数料
 (省 略)